

九州地方年金記録訂正審議会 第10回総会議事録

1 日 時 令和6年4月23日（火）15時58分から16時46分まで

2 場 所 九州地方年金記録訂正審議会 審議室

3 出席者

委員（敬称略、五十音順）

石橋 誠二 委員

清成 留美 委員

古賀 清光 委員

柴田 佐右里 委員

富川 泰幸 委員

馬場 康夫 委員

松本 圭司 委員

宮城 哲 委員

安原 伸人 委員

渡邊 眞美 委員

4 議題

1. 会長の選任について

2. 会長代行、部会長及び部会に属すべき委員の指名について

5 報告

・令和5年度 業務実績報告（報告）

6 会議経過

【年金審査課長補佐】

九州地方年金記録訂正審議会第10回総会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めます、九州厚生局年金審査課の仰木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

失礼しますが、以後は着座にて、議事に入るまでの間、しばらく進行をさせていただきます。

初めに、お願いごととなりますが、本会議の発言については、議事録作成のため録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。併せて、九州厚生局のホームページ掲載用の写真を撮らせていただきますので、こちらにつきましても、ご了承くださいたいと思います。

次に、九州地方年金記録訂正審議会委員の任命についてですが、今回、令和6年4月10日付けで委員6名が任命されました。本来であれば、6名の皆さまに直接、任命通知書を手渡しすべきところではございますが、時間の都合もありますので、任命された委員につきましては、あらかじめ机の上にお配りさせていただいております。恐縮ではございますが、内容のご確認をお願いいたします。

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

座席表、議事次第に続きまして、資料1「九州地方年金記録訂正審議会委員名簿」、資料2「会長の選任について」、資料3「会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」、資料4「令和5年度業務実績報告（九州厚生局）」、資料5「地方年金記録訂正審議会規則の一部を改正する省令の公布について」、最後に参考資料となっております。

また、会議資料とは別に、記録訂正の関係法令、記録訂正に関する方針などを綴ったファイルがございます。資料等に不足はございませんでしょうか。

それでは、新しく任命された委員がいらっしゃいますので、委員の皆様全員をご紹介します。

お手元に配付しております資料1 委員名簿をご覧ください。五十音順にご紹介します。

新任の井口委員でございますが、本日は欠席でございます。

再任の石橋委員でございます。

【石橋委員】

石橋です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

大城委員でございますが、本日は欠席でございます。
清成委員でございます。

【清成委員】

清成です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

再任の古賀委員でございます。

【古賀委員】

古賀と申します。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

柴田委員でございます。

【柴田委員】

柴田です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

再任の富川委員でございます。

【富川委員】

富川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

馬場委員でございます

【馬場委員】

馬場と申します。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

新任の松本委員でございます。

【松本委員】

松本です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

宮城委員でございます。

【宮城委員】

宮城です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

再任の安原委員でございます。

【安原委員】

安原です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

渡邊委員でございます。

【渡邊委員】

渡邊です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

以上、九州地方年金記録訂正審議会の委員として任命された皆様 12 名のご紹介
でした。

続きまして、事務局の出席者をご紹介します。

九州厚生局長の大鶴でございます。

【九州厚生局長】

大鶴です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

年金管理官の高野でございます。

【年金管理官】

高野と申します。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

年金審査課長の堀でございます。

【年金審査課長】

堀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

そして、先ほども申し上げましたが、私、年金審査課課長補佐の仰木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に先立ちまして、九州厚生局長の大鶴よりご挨拶申し上げます。

【九州厚生局長】

本日は、お忙しい中、また、遠方からはるばるとご出席いただきましてありがとうございます。また、今回新たに委員になられた先生と再任をご了解いただきました先生には、ご多忙の中ご了解をいただきまして、快諾をいただきまして、本当にありがとうございます。どうぞこれからよろしくお願いいたします。

委員の先生方には、常日頃から年金記録の訂正について、大変ご協力いただきま

して、我々としては、これまで滞りなく記録訂正の是非について判断ができているというふうに思っております。この場をお借りして感謝申し上げたいと思います。

年金記録の訂正につきましては、国民すべてを対象とした年金事業において、避けて通ることのできない課題であると思っております。

今日、配布しております資料の中でも、平成 25 年からの訂正案件が全体の 35% を占めるということで、過去の課題ではなくて、今日生じている課題についての問題だと思っております。特に、最近の社会経済情勢の変化に合わせて、年金制度の改正が行われた場合には、それに応じて年金記録の訂正を、正しい知識の普及ということが課題となってきました。皆様方、ご承知のとおりだと思います。

こうした制度運営、事業運営や制度改正におきまして、年金機構から業務について簡素化、合理化することと併せて、年金機構から事業主や国民に対して積極的にアプローチするような手法、あるいは、正しい知識の普及ということを進めまして、こうした誤った記録ができないようにすることが、当然のことだろうと思っております。

ただ一方で、こうした記録の訂正、記録に対して誤りうるということを前提として、そうした誤りであるかもしれない記録についてきちんと訂正をしていくという作業は、国民皆年金に対する国民の信頼を得ていく上で、必要不可欠な作業であるというふうに思っております。

先生方の今後のご協力を改めてお願いしたいと思います。

本日の総会では、会長の選任という重要な議題と併せまして、統計資料に基づきましてこうした記録訂正の業務について振り返りをするという会になっております。

日頃、疑問に感じられている点、あるいはご意見、この際に気づかれた点や感想など、ご自由に発言いただきまして、今後の我々の業務運営についてのご助言とさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

ありがとうございました。

続きまして、議事に入らせていただきます前に、本日の会議の成立についてご報

告します。

本日は、委員総数 12 名に対しまして、10 名の委員の方にご出席いただいております。これは、地方年金記録訂正審議会規則第 7 条第 1 項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、本日の議事に入らせていただきますが、前富山会長の任期が満了となりましたことから、新たに、会長を選任することとなります。このため、地方年金記録訂正審議会規則第 5 条第 3 項の規定に基づき、会長代行の安原委員に議事の進行をお願いすべきところですが、安原委員も任期満了となりましたことから会長選任までの期間、恐縮ですが小職が議事の進行を務めさせていただきます。

【年金審査課長補佐】

それでは、最初の議題は、会長の選任についてです。

資料 2 をご覧下さい。

地方年金記録訂正審議会の会長の選任につきましては、地方年金記録訂正審議会規則第 5 条第 1 項において、審議会に、会長を置き、委員の互選により選任するとされています。この方に会長をお願いしてはいかがかという方がおられましたら、挙手の上、ご発言をお願い致します。

【年金審査課長補佐】

馬場委員、お願いします。

【馬場委員】

会長には、これまで会長代行、そして二部会の部会長として私どもをまとめ、リードしていただきました安原委員に会長をお願いできればと思い、推薦させていただきます。よろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

ただいま、馬場委員から安原委員に会長をお願いしてはどうでしょうかのご発言がありましたが、他の委員の皆さまいかがでしょうか。

【委員】

（「異議なし」の発声）

【年金審査課長補佐】

ご異議なしということで、それでは、安原委員に会長をお願いしたいと思います。
安原委員、よろしくお願い致します。

（「拍手」）

恐れ入りますが、安原委員には、会長席にお移りいただき、一言ご挨拶をいただければと存じます。

【安原会長】

皆様、改めまして、会長に選任していただきました安原と申します。よろしくお願い致します。諸先輩方がいらっしゃる中、ご指名ということですので、任期の2年間は担当させていただきます。

前任者の富山先生は、同じ弁護士の先輩として、会長として、この審議会を務めていただいた姿を見ておまして、あのような会長には、なかなかないなと思っておりますけれども、精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

この審議会は、会議をする前段階の事務局の方々の準備、調査というのが本当になければ成り立たないという会議ですので、事務局の方にもこれまでも増して、しっかりした調査をしていただいて、事務局の意見がすんなりとおるような案件を上げていただければと思っておりますので、よろしくお願い致します。

以上です。

【年金審査課長補佐】

ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行は、安原会長をお願いいたします。

【安原会長】

進行メモをいただいておりますので、これに従いまして、進めさせていただきます

す。

まず、本日の会議の公開・非公開の取扱いについて、判断いたします。

本審議会の運営規則第9条の規定では、会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができるとあります。本日の議題及び報告事項については、特段、個人情報の保護や公開することによって本審議会の運営に支障をきたすような内容は含まれていないと判断できますので公開といたします。事務局は、運営規則第12条第1項及び第2項の規定により議事要旨を作成していただき、会議資料と合わせて九州厚生局ホームページで公開するとともに、同条第3項の規定に基づき、議事録を作成してください。よろしくお願いいたします。

なお、同条第4項の規定により、議事録の署名人として、私の他に、石橋委員と清成委員の2名を指名いたしますので、事務局は、議事録の整理ができ次第、私と石橋委員、清成委員に議事録を送付していただき、確認の上、署名してもらってください。

石橋委員、清成委員は、よろしくお願いいたします。

(「はい」との声があり)

続きまして、議題の2番目、本審議会の会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名に入ります。

資料3をご覧ください。

会長代行につきましては、地方年金記録訂正審議会規則の第5条第3項において会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行うとされています。

また、第6条第2項において部会に属すべき委員等は、会長が指名する、第3項において部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名するとされています。

(資料3-1を安原会長に確認していただく)

これから、私の方で、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名を行いますので、事務局は資料を配布してください。

(事務局は、資料3-1を委員へ配付)

【安原会長】

ただいま、私が確認しまして、配付しました資料3-1を委員の皆様もご覧ください。

それでは、この一覧表に基づきまして私から会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名を行います。

委員の皆さんは、ただいま配付しました資料3-1をご確認ください。

まず、会長代行につきましては、松本委員を指名します。松本委員におかれましては、私に事故があったようなときは、会長代行としての職務をお願いします。

続きまして、部会に属すべき委員及び部会長を指名いたします。本審議会には、3つの部会を設置しております。

第1部会は、松本委員、石橋委員、渡邊委員、古賀委員の4名で構成していただき、部会長には松本委員を指名いたします。

第2部会は、私、安原と清成委員、柴田委員、馬場委員の4名で構成し、部会長は引き続き私が勤めさせていただきます。

第3部会は、宮城委員、富川委員、井口委員、大城委員の4名で構成し、部会長には宮城委員を指名いたします。

皆様、よろしく願いいたします。

会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名は以上となります。

地方年金記録訂正審議会総会の開催は、いままでどおり、必要な都度、私が招集し、各部会の開催は部会長が招集することになります。

委員の皆さまにおかれては、ただいま指名いたしました部会長の下で、九州厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただきますので、よろしく願いいたします。

ただいまの所で、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

特に、よろしいでしょうか。

それでは、次にいきたいと思います。次は報告事項になります。

それでは、事務局から令和5年度の業務実績の報告があるとのことですので、説明をお願いいたします。

【年金審査課長】

本年4月、年金審査課長として町元の後任で参りました堀でございます。どうぞ

よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の折、第 10 回総会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

九州厚生局における令和 5 年度業務実績につきまして、私からご報告をさせていただきます。

以後は、恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

お手元の資料 4 の 1 ページをご覧ください。

年金記録訂正受付件数の推移でございます。

令和 5 年度、令和 5 年 4 月から令和 6 年 2 月までにおける訂正請求の件数は、全国で 4,086 件と前年度と比べて減少傾向に変わりないところでございます。

九州では、受付件数が 488 件、前年度同時期が 325 件でございましたので、163 件の増となっております。下の折れ線グラフが全国、棒グラフが九州を表しております。令和 5 年度に記載されている数値は、あくまでも 2 月までの速報値でございます。令和 5 年度の確定数字ではございません。あくまでもひとつの目安としてお考え下さい。

続きまして、2 ページをご覧ください。

令和 5 年度の九州厚生局における受付・処理状況でございます。

請求取下げ等の関係により、令和 6 年 3 月末の数字が未だ確定しておりませんので、3 月欄は空欄となっております。4 月中には数字が確定するものと思われま。受付件数の制度別割合で申しますと厚生年金が 480 件、全体の 98%ということで、厚生年金がほとんどを占めているところでございます。

厚生年金の請求内容につきまして、全国的な傾向については、後程、ご説明させていただきます。

受付件数の全てについて当局で調査・処分を行うものではなく、年金記録訂正の方法は、年金事務所段階で訂正できるケースと、年金事務所段階で訂正できず、当局で処分を行うケースがございます。証拠書類が残っているなど周辺事情が明らかでないケースは、年金事務所で訂正が可能であり、そうでないケースが厚生局へ上がってくることとなります。今こちらでご紹介している数字は、年金事務所で受け付けた総数になります。

続きまして処理件数ですが、合計欄をご覧ください。右下の所でございます。令

和5年度の処理件数は473件、九州厚生局処理56件、日本年金機構処理378件、取下げ39件となっております。前年度同時期が338件でございましたので、135件の増となっております。

取下が合計で39件ございますが、取下的理由としましては、調査の過程で訂正することにより請求者が不利益を被る、年金額が下がるとか、または返納金が発生するといったケースなどがございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

令和5年度の部会開催状況等について、でございます。

令和5年度の九州地方年金記録訂正審議会の部会開催回数は35回であり、前年度と比べて3回の増となっております。

また、部会の付議件数は65件であり、前年度と比べて3件減少となりました。

令和5年度業務実績報告につきましては、以上のとおりでございます。

次に、全国の年金記録の訂正に関する事業状況につきまして、ご説明させていただきます。

別冊でございますが、参考資料をご覧ください。

こちらは令和5年12月20日に開催された第11回社会保障審議会年金記録訂正分科会の資料、年金記録の訂正に関する事業状況、令和4年度の受付状況と令和5年度上期の概況になります。

1ページをご覧ください。

令和4年度の訂正請求の受付件数は4,969件ということで、5千件を切った状況でございます。前年度の同期と比べて千件ぐらいの減少となっております。その中で制度別に見ますと、厚生年金が一番多く減っている状況でございます。

受付件数の制度別割合といたしましては、厚生年金が95.4%ということになっております。この辺の状況は、昨年度と同様でございます。

続きまして、令和5年度上期の受付状況でございます。令和5年度上期におきましても1,893件ということで、前年度と比べまして78件減少ということで、若干減少の傾向でございます。

資料の2ページでございますが、平成27年度から令和5年度上期までの受付件数の一覧表でございます。下の段でございますが、令和3年度と令和4年度、件数が千件ばかり減っておりますが、この主な要因は、厚生年金の事業主の一括請求が、

令和3年度と令和4年度を比較して、令和4年度が約700件減少しているのが一番大きな原因になっております。

続きまして、3ページをご覧ください。

事案別の処理件数を一覧表にしたものでございます。

次の4ページでその概略をご説明させていただきます。

左側は制度別の処理事案件数になっておりまして、厚生年金の受付が多いので、厚生年金の処理事案が圧倒的に多いということでございます。

右側の棒グラフを見ていただきますと、一定の証拠があることによって機構で処理できる事案と、証拠がそろっていないことで、厚生局における審議会の総合判断を必要とする案件の比率でございますが、これをご覧くださいますと、機構段階で記録回復がなされるものが大体8割、厚生局での処理事案が大体2割という感じになっております。

5ページは、説明を割愛させていただきます。

続きまして、6ページをご覧ください。

処理件数の中に占める記録の訂正につながったものでございます。

受付件数の減少などによりまして、処理件数ないし記録訂正率が若干下がっていますが、いずれにしましても、厚生局における記録訂正、そして機構における記録訂正を合わせまして、昨年同様、9割台を占めております。この辺につきましましては、後程、ご覧くださいますが、賞与事案の影響が大きいということでございます。

7ページは、説明を割愛させていただきます。

8ページをご覧ください。

処理事案にどのぐらいの時間がかかっているかということの平均でございます。機構受付処理期間40日と厚生局処理期間103日の計の標準処理期間143日となっておりますが、全制度平均202.9日でございます。ただ、令和3年度の全制度平均210.7日より平均日数が下がっております。この平均日数が非常に上がったのは、令和2年度のコロナウイルスによる行動制限などで、厚生年金において事業主に対する照会とか、そういう作業に時間がかかっていたということもありまして、期間がかなり延びたのですが、コロナ問題が、落ち着きを見せていることで、かかっている平均日数もだんだん減ってきていると考えております。ここまでが事案についてでございます。

9 ページをご覧ください。

9 ページからは、厚生局処理事案に係る請求者の属性でございます。請求なされる方はご本人様が非常に多いということでございます。

10 ページをご覧ください。

申立てに係る被保険者の年齢階層別でございます。これまでの傾向と大体同じですが、受給者よりも40代、50代、60代が多いというような状況でございます。

その辺につきまして、11 ページをご覧ください。

被保険者等が72%で、裁定済み者が26.9%という数字になって表れております。

12 ページをご覧ください。

請求者の住所地別ということでございます。大都市における請求者が多いという傾向が見てとれるかと存じます。参考までに、九州8県の計が73件、全体の7.7%でございました。

13 ページをご覧ください。

13 ページからは、事案を請求期間に分類し、細かくして確認した資料でございます。1つの事案でも、例えば賞与10件という方もいらっしゃいますので、その請求期間に分解して分析しております。

厚生年金の①標準賞与額に係る訂正請求が72.9%と非常に多いということになっております。この辺の状況で特に賞与が多いというのが、つぎ以降の資料に影響を与えていると存じます。

14 ページをご覧ください。

請求期間でございます。平成15年4月から給与と同じ料率で賞与から保険料を徴収し、年金に反映することになっておりますので、平成15年4月以降が請求期間別に分けても、非常に件数が多いということになっております。

15 ページをご覧ください。

請求期間について、どのくらいの月数が含まれているかということですが、第三者委員会以来、賞与は1か月としてカウントしておりますので、1か月がどうしても圧倒的に多いという結果が現れております。

16 ページ、17 ページは、説明を割愛させていただきます。

18 ページをご覧ください。

先ほどの14 ページ、請求期間時期別の資料を、訂正・不訂正で分けたものでご

ざいます。これを見ると、15年4月以降の厚生年金の訂正決定が非常に多く、これは賞与の影響でございませう。

19 ページをご覧ください。

先ほどの15 ページ、請求期間の月数別の資料を、訂正・不訂正で分けたものでございませうが、1か月の厚生年金の訂正決定が非常に多いのは、これも賞与の影響でございませう。

20 ページをご覧ください。

厚生年金の訂正決定にどのような理由でつながったかという適用法別の状況でございませうが、この辺も近年の傾向どおり、厚生年金特例法、保険料を控除されていたけれども、記録がないというものが76%ということで、圧倒的に多いという状況になっております。請求の内容は賞与の事案が多いということでございませう。

21 ページをご覧ください。

日本年金機構における訂正処理でございませう。

日本年金機構におかれては、厚生年金も決して賞与だけではございませうませんが、どうしても賞与が件数的に多くて、処理件数の95%は賞与ということになっております。

ここまでの事案についてございませう。

23 ページをご覧ください。

部会の開催状況ですが、関東信越厚生局が群を抜いて多く、次に近畿、東海について、九州厚生局が4番目に開催が多いといった状況でございませう。

24 ページをご覧ください。

これは諮問して答申が出るまで、大体どのくらいの期間かということですが、8日から14日というのが多くなっております。

25 ページをご覧ください。

25 ページからは、審査請求に対する最近の状況の数字でございませう。

下の段をご覧くださいませうと、令和4年度におきましては47件ということで、前年度より減っております。令和5年度上期においては19件という状況でございませう。

26 ページをご覧ください。

被保険者年齢階層別・被保険者の区分別にわけたもので、先ほどの10 ページと

違うのは、審査請求は受給権者、裁定済み者のほうが多くて、被保険者が 23.4%に対して裁定済み者が 72.3%ということでございます。

次に、27 ページをご覧ください。

これは審査請求を請求期間に分類したものでございますが、厚生年金も一定の数はあるのですが、審査請求となりますと、国民年金についてもそれなりの数がございます。

28 ページをご覧ください。

訴訟でございます。訴訟につきましては、(1) 提訴の状況、①訴訟事件の件数について、令和 5 年 9 月 30 日までの累計は 74 件でございます。

令和 4 年度は提訴が 7 件あったのですが、令和 5 年度上期については、12 月に至るまで、今のところ新規の提訴はございませんので、こういう結果になっております。

(3) 判決・係争の状況でございますが、確定判決、取下げ件数が 67 件で、令和 5 年度上期末の 9 月 30 日現在、係争中は 7 件ということになっております。この 7 件について、12 月現在ですと、このうち実際に係争中なのは 4 件ということでございます。残り 3 件は確定したということでございます。

続きまして、29 ページ以降は事務執行体制の表や、訂正請求の手続の流れとか、令和 4 年度の受付件数、処理件数などを月ごとに分類した表といった参考資料でございますので、後でご覧いただければと存じます。

大変駆け足で恐縮でございますが、概要につきましては、以上のとおりでございます。よろしく願い申し上げます。

ご意見、ご質問等ございましたら、のちほど承りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【安原会長】

はい、ありがとうございます。

他に、何か事務局のほうから説明しておきたい事項がございますか。

【年金審査課長補佐】

ご報告がありますので資料 5 をご覧ください。

地方年金記録訂正審議会規則の一部を改正する省令が、令和5年11月22日公布・施行されておりますのでご報告します。

改正の趣旨は、地方年金記録訂正審議会規則第4条第1項において委員の任期は、二年とし、一年ごとに、その半数を任命することとされていますが、年金記録訂正請求の受付件数の大幅な減少に伴い、1年ごとに委員の半数を任命することが困難な状況にありますので、改正の概要に記載しているとおおり、1年ごとに委員の半数を任命することを定める規定を削っております。

報告は、以上となります。

【安原会長】

はい、ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから、令和5年度の部会開催全体を通して、業務実績報告、それから、審議会規則の一部を改正に関するご説明をいただいている所ですが、今までの中で、ご質問等ありましたらお願いします。

ございませんか。

【安原会長】

令和5年度の業務実績報告の1枚目で、全国的には件数が減っているが、九州は件数が増えているという逆転現象が生じているが、何か要因がありますか。分析されていたら、教えてください。

【年金審査課長】

确实なところは、厚生年金の一括請求が増えているということでございます。賞与の関係が原因かと考えております。

【安原会長】

それが、九州が多かったという理由ですか。

【年金審査課長】

そういうことかと思われまして。

【安原会長】

ほかに何か質問はございませんか。

【富川委員】

せっかくなので、知りうる範囲で結構ですが、先ほど訴訟までいかれた例の説明がありましたけれど、我々も一生懸命頑張っ、訂正になるように努めてはいますが、判決の中で審議会とは逆の決定が出たのは何件ほどありましたか。なければまた次の機会にかまいません。

【年金審査課長】

九州においては無いということですが、全国では、あるということです。国民年金の事案であったということです。

【安原会長】

ほかにはありませんか。

【安原会長】

口頭意見陳述の件数についてですが、私も経験がないのですが、全国では何件、実績がありますか。また、どんなことを、どんな内容を行っているかをご存じであれば、参考までにお聞かせいただけますか。

【年金審査課長】

最近、九州では行っておりませんが、他のところでは承知いたしていません。

【安原会長】

特になければ、次に進みたいと思います。訴訟の案件等のご質問がありましたので、判明しましたらその都度、情報提供をお願いします。

これで、質疑応答は終了させていただきます。

それでは、事務局から連絡事項などあれば、お願いします。

【年金審査課長補佐】

それでは、今後の審議会の予定等をご説明します。

本審議会総会の開催につきましては、必要な都度、会長とご相談の上、日程調整をさせていただきたいと思いますが、概ね、年に1回、4月頃と見込んでおります。

また、各部会の開催につきましては、九州厚生局長からの諮問が付議された部会の部会長名にて所属委員の皆さまに連絡をさせていただきます。また、訂正請求の受付件数にもよりますが、今後も、概ね月1～2回程度の開催予定です。

本日の資料でございますが、先ほど令和5年度の業務実績報告で使用しました参考資料はお持ち帰りしていただいて構いません。それ以外の資料は、お持ち帰ることなく、そのまま机の上に置いてお帰りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、この後、10分程度のトイレ休憩をはさみ、各部会の委員の皆様と職員との打合せを行いますので休憩後、1部会の委員の皆様は、隣の審議室へ、2部会の委員の皆様は、前方へ、3部会の委員の皆様は、後方へお集まり下さい。

以上でございます。

【安原会長】

本日の九州地方年金記録訂正審議会総会はこれで終了したいと思います。

ありがとうございました。